

議第115号

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年6月6日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第4号の2を第4号とし、同条第11号を次のように改める。

(1) 収用委員会の委員および予備委員

第1条中第13号の2から第13号の7までおよび第16号から第47号の3までを削り、第48号を第19号とし、第49号から第49号の8までを削り、第19号の次に次の1号を加える。

(2) 法律もしくはこれに基づく政令または条例の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員

第1条中第15号の2を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 海区漁業調整委員会の委員および専門委員

(13) 内水面漁場管理委員会の委員および専門委員

第1条中第50号を第21号とし、第51号を削る。

第2条第1項中「第4号の2」を「第4号」に改め、同条第3項中「前条第4号、第4号の2」を「前条第3号、第4号」に改める。

第2条の2第3項ただし書中「第1条第4号」を「第1条第3号」に改める。

第3条中「第51号」を「第21号」に改める。

第4条第1項中「第10号までおよび第16号から第18号」を「第13号」に改め、同条第2項中「第1条第12号から第15号の2まで、第19号の4から第47号の2までおよび第51号」を「第1条第14号から第18号までおよび第20号」に改め、同条第3項中「第1条第47号の3から第50号まで」を「第1条第19号および第21号」に改める。

第7条中「および同条第10号から第47号の2まで」を「ならびに同条第10号から第18号までおよび第20号」に、「会議等」を「会議、視察等」に改める。

第7条の2中「第16号」を「第11号」に改める。

第8条中「第4号の2」を「第4号」に改める。

第11条中「第51号」を「第21号」に改める。

第12条第2項中「第48号」を「第20号」に改め、同条第3項中「第1条第49号から第51号まで」を「第1条第21号」に改め、同条第4項中「第48号」を「第20号」に改める。

第13条中「第48号まで（第13号）」を「第20号まで（第15号）」に、「第4号の2」を「第4号」に改める。

第14条中「第1条第48号」を「第1条第19号」に改める。

（滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例（平成5年滋賀県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例の一部改正）

第3条 滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例（平成2年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

（滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例の一部改正）

第6条 滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例（昭和59年滋賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第7条 滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例(平成11年滋賀県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第8条 滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例(平成7年滋賀県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部改正)

第9条 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例(平成4年滋賀県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

(滋賀県ふぐ調理師試験委員会)

第6条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県ふぐ調理師試験委員会(以下「試験委員会」という。)を設置する。

- 2 試験委員会は、試験の執行に関する事項について審議するものとする。

(試験委員会の組織等)

第6条の3 試験委員会は、委員14人以内で組織する。

- 2 委員は、ふぐ調理師および県の職員のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、当該試験の執行が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、試験委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例の一部改正)

第10条 滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第126号)の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例の一部改正)

第11条 滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例(平成14年滋賀県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第11条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

(滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部改正)

第12条 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例(平成2年滋賀県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の意見を聴かななければならない。

第19条を第21条とし、第18条の次に次の2条を加える。

(滋賀県立陶芸の森陶芸作品等収集審査会)

第19条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附屬機関として、滋賀県立陶芸の森陶芸作品等収集審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会は、知事の諮問に応じ、陶芸作品等の収集に関する事項について審査するものとする。

(審査会の組織等)

第20条 審査会は、委員6人以内で組織する。

- 2 委員は、陶芸作品等に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第13条 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県農政水産部指定管理者選定委

員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第14条 滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例の一部改正)

第15条 滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例(平成13年滋賀県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部改正)

第16条 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号)の一部を次のように改正する。

第19条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部改正)

第17条 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第38条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県都市公園条例の一部改正)

第18条 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条の3に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県琵琶湖流域下水道条例の一部改正)

第19条 滋賀県琵琶湖流域下水道条例(昭和57年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定

委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部改正)

第20条 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例（平成9年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第21条 しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例（平成17年滋賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第22条 滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成10年滋賀県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例の一部改正)

第23条 滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例（平成4年滋賀県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例の一部改正)

第24条 滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第25条 滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

名 称	担 任 す る 事 務
滋賀県企業庁建設工事等総合評価審査委員会	企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
滋賀県企業庁建設コンサルタント等選定審査委員会	企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する土木工事および建築工事の設計および監理ならびに土木工事および建築工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。

（滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第26条 滋賀県病院事業の設置等に関する条例（昭和51年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

3 前項に定めるもののほか、別表第2に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。

第7条中「別表第2」を「別表第3」に改める。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第4条関係）

名 称	担 任 す る 事 務
滋賀県立病院経営協議会	病院事業庁長の諮問に応じて県立病院の経営に関する計画の策定および評価その他経営に関する重要事項について調査審議すること。
滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査

	<p>すること。</p>
<p>滋賀県立成人病センター倫理委員会</p>	<p>病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立成人病センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。</p>
<p>滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会</p>	<p>病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立小児保健医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。</p>
<p>滋賀県立精神医療センター倫理委員会</p>	<p>病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立精神医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。</p>

(滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例の一部改正)

第27条 滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例（昭和46年滋賀県条例第58号）

の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立近代美術館条例の一部改正)

第28条 滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（滋賀県立近代美術館協議会）」を付する。

第11条に見出しとして「（協議会の組織等）」を付する。

第12条に見出しとして「（会長および副会長）」を付する。

第14条を第17条とし、第13条に見出しとして「（会議）」を付し、同条を第14条とし、同条の次に次の2条を加える。

(部会)

第15条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第3項中

「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第12条の次に次の1条を加える。

(専門委員)

第13条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第29条 滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例(昭和63年滋賀県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第30条 滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例の一部改正)

第31条 滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例(平成4年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第32条 滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第33条 滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例(平成6年滋賀県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第34条 滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例(平成5年滋賀県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例の一部改正)

第35条 滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例(昭和59年滋賀県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例の一部改正)

第36条 滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例(平成12年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第37条 滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例(昭和44年滋賀県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例の一部改正)

第38条 滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例(昭和45年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指

定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第39条 滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例(平成11年滋賀県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第40条 滋賀県立琵琶湖漕艇場の設置および管理に関する条例(昭和46年滋賀県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第41条 滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例の一部改正)

第42条 滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例(昭和57年滋賀県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部改正)

第43条 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例(平成8年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際企業庁長または病院事業庁長が定めるところにより置かれている委員会その他の合議制の機関およびその委員は、第25条の規定による改正後の滋賀県公営企業の設置

等に関する条例（以下「新公営企業設置条例」という。）第4条第2項または第26条の規定による改正後の滋賀県病院事業の設置等に関する条例（以下「新病院事業設置条例」という。）第4条第3項の規定による相当の機関およびその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

- 3 前項に規定する委員会その他の合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為は、新公営企業設置条例第4条第2項または新病院事業設置条例第4条第3項の規定による相当の機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。